

受注者各位

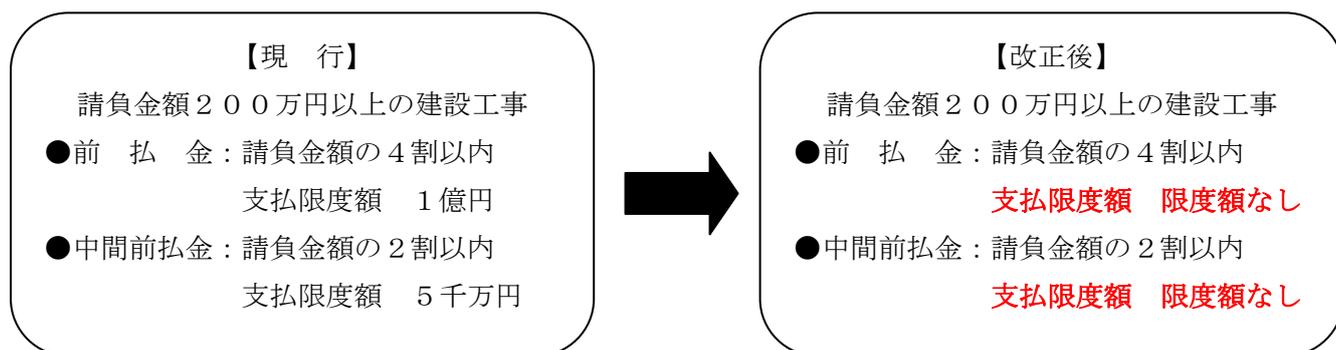
大津市企業局

工事請負契約における前払金・中間前払金の支払限度額撤廃について

大津市企業局が発注をする建設工事について、請負業者への円滑な資金提供を図ることによって、適切な施工を確保することを目的に、前払金および中間前払金の制度を下記のとおり改正します。

記

1. 改正内容



※ただし、予算上の都合その他の必要があるときはこの限りではありませんので、必ず公告等を確認してください。

2. 適用時期

平成28年4月1日以降に契約締結を行った工事から適用します。